

江府町告示第 19 号

江府町帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱

江府町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付要綱（令和5年4月1日江府町告示第23号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の対象期間)</p> <p>第8条 この助成金は、<u>令和7年3月31日までに接種された予防接種を対象とする。</u> <u>ただし、第2条の対象者のうち次の各号に該当する者は令和7年4月1日から令和7年9月30日までに接種された予防接種も助成の対象とする。</u></p> <p><u>(1) 令和7年3月31日までにこの助成を利用し、予防接種の1回目を接種した者</u></p> <p><u>(2) 予防接種の2回目を接種しようとする者</u></p>	<p>(助成の対象期間)</p> <p>第8条 この助成金は、<u>毎年度4月1日から3月31日までに接種された予防接種を対象とする。</u></p>

附則

(施行期日)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。